

令和 6 年 度

国の施策及び予算に関する提案・要望

令和 5 年 6 月

関東地方知事会

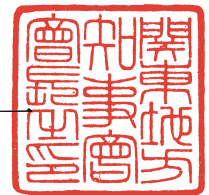
令和5年5月24日に開催した関東地方知事会議において、別紙のとおり決議しました。

つきましては、決議事項の趣旨を御理解の上、その実現について御尽力を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

令和5年6月

関東地方知事会

会 長	長野県知事	阿 部 守 一
	東京都知事	小 池 百合子
	茨城県知事	大井川 和 彦
	栃木県知事	福 田 富 一
	群馬県知事	山 本 一 太
	埼玉県知事	大 野 元 裕
	千葉県知事	熊 谷 俊 人
	神奈川県知事	黒 岩 祐 治
	山梨県知事	長 崎 幸太郎
	静岡県知事	川 勝 平 太



1 地方分権改革の推進について

地方分権改革は、地方自らの判断と責任による自主的・自立的行政運営を促進し、個性豊かで活力のある地域社会を実現するために不可欠である。

また、地方が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服するため、国を挙げて「地方創生」に取り組む中、地方分権改革はその基盤となるものであり、極めて重要なテーマであることから、着実に推進していくことが必要である。

政府は、これまで、国と地方の協議の場に関する法律や累次の一括法、「提案募集方式」などにより地方分権改革を進めてきた。しかし、国から地方への事務・権限の移譲は地方が求めてきたものの一部しか実現しておらず、義務付け・枠付けの見直しに際しても「従うべき基準」が多用されてきた。また、「提案募集方式」についても実現に至らなかった地方の提案が相当数あるなど、その取組は十分とは言えない。

政府においては、国と地方の役割分担を明確にし、地方の自主性及び自立性を高めるという地方分権改革の原点に立ち、「地方分権改革の総括と展望」において改革の使命とされている「個性を活かし自立した地方をつくる」を実現するために、国から地方への事務・権限の移譲や税源移譲の実現等の更なる改革の具体化に向け、強いリーダーシップの下、迅速かつ全力を挙げて取り組むべきである。

また、我が国の景気は、緩やかに持ち直しているが、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。

また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響や中国における感染動向に十分注意する必要がある。

さらに、地方財政は、人口減少による地域経済の停滞や社会保障関係費等の増加など、引き続き厳しい状況にあることから、地域社

会のデジタル化や脱炭素社会の推進等の行政課題への対応など、持続可能で安定的な財政運営ができる地方税財政制度を早急に構築することが不可欠である。

したがって、政府は真の地方分権型社会の実現と、それにふさわしい地方税財政制度の構築のため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

I 真の地方分権型社会の実現

1 国と地方の役割分担の適正化

不安定で脆弱なサプライチェーン、世界規模でのエネルギー・食料危機、気候変動問題、感染症対策、相次ぐ災害への対応、持続可能な社会保障制度の構築や少子化をはじめとする我が国の諸課題の解決に向けて、国と地方は、適切な役割分担の下、協力・連携して取り組む必要がある。加えて、持続可能な開発目標【SDGs】の達成に向けた取組の推進が求められており、国・地方を通じた課題として受け止められる中、地域の多様性の維持・発展が一層重要となっている。

国と地方の役割分担については、地域の実情に応じた施策を迅速かつ確実に展開できるよう、地方の権限と裁量の拡大を進め、地方の自由度を高めるための不断の見直しが必要であり、国と地方における意見交換の場等を活用して課題を洗い出し、国・地方が担うべき役割や見合った権限の議論など、早急に役割分担の見直しに着手すること。その上で国・地方がそれぞれ責任を果たすことができるよう財源を確保すること。

特に、令和4年12月に感染症法が改正され、都道府県連携協議会を設置した上で、新興・再興感染症に備えるために予防計画を改定し、保健・医療体制の整備（病床、外来医療、医療人材等の確保）に向けた関係機関との協定締結に取り組む必要があることから、地

方や医療現場等が混乱しないよう、国は地方に対し適切に助言等を行い、対応すること。

2 事務・権限の移譲

国の役割は外交・安全保障などに特化し、住民に身近な行政はできる限り地方に委ね、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決められるようにするという観点から、これまでに移譲した事務・権限にとどまらず、地方が強く求めてきたハローワークや中小企業支援のほか、未だ国の関与が残されている農地転用に係る事務・権限などの移譲についても、地方の意見を十分に踏まえ、積極的に取り組むこと。

事務・権限の移譲に当たっては、税財源を一体的に移譲し、新たに担う役割に見合う財源を、全ての地方自治体が確保できるようにすること。なお、税財源の移譲が実現するまでの間は、移譲される事務・権限に係る事業の実施に要する財源総額を、法律に基づく交付金により確実に措置すること。

また、人員の移管を伴う場合には、地方が必要とする人材の確保が可能となるよう、主体的に選考できる仕組みなどについて、地方と十分に協議を行うこと。

3 義務付け・枠付け等の見直し

地方自治体の自由度を拡大し、地方の創意工夫を活かした住民本位の施策を推進できるようにするため、地方の裁量を許さない「従うべき基準」は真に必要なものに限定し、新たな設定は原則行わないこと。

既に設定された「従うべき基準」については、三次にわたる一括法の附則の規定を踏まえ、廃止又は参酌すべき基準とするよう速やかに見直すこと。

また、今後の新たな義務付け・枠付けを必要最小限にするため、

国会に常設の委員会として「地方分権推進委員会」あるいは調査会等を設け、国会に提出される地方分権にかかわる議案については、そうした委員会等が必ず調査・審議するなど、立法プロセスに地方自治体が適切に関与し、国会において地方の意見を確実に反映させる仕組みを確立すること。

4 計画策定等の見直し

本来、地方公共団体における計画等の策定は、地域の課題や現状を踏まえ、地域全体で主体的な取組を進めるために活用すべきものである。しかし、依然として計画等の策定を新たに義務付ける法令の規定が創設されているほか、努力義務規定や「できる」規定であっても国庫補助金等の交付や地方債発行等の要件として計画等の策定が求められているなど実質的に義務化されている。地方分権改革有識者会議は、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」において示された計画策定等に係る基本原則を踏まえ、計画策定等に関するワーキンググループを立ち上げ、「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」を策定し、各府省庁に対し、効率的・効果的な計画行政の進め方を示した。政府においては、「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2022」で示された原則に基づき、各府省庁自らが積極的な見直しに取り組むことを含め、引き続き制度的な課題として検討を進め、計画策定等を規定する法令等の見直しや、内容の重複や必要性の低下が見られる計画の統廃合、他団体との共同策定を可能とするなど政策実施方法の見直しを行い、地方の自主的政策判断を尊重すること。

今後、計画等の負担が増大することがないように、内閣提出法案のみならず議員立法も含め、計画等の策定を求める法令の規定や通知等は原則として新たに設けないこととし、法令上の措置については、事前のチェックを行うこと。

また、国において必要と考える政策目的の実現に関わる場合であっても、国が定める計画等の策定という手法に限らず、地方公共団体自らの工夫に基づく計画的な手法によることも可能であると考えられるため、地方分権改革の理念に基づき、具体的な実行手法は地方に委ねるよう、法令や政策実施の方法などの見直しを行うこと。

5 「提案募集方式」による改革の推進

政府は昨年の「提案募集方式」について、地方からの提案のうち、実現・対応するものが9割以上であるとしている。

しかし、実現・対応となった提案の中には、「検討」するとされたものや提案どおりの対応になっていないものも含まれている。

また、令和4年の「提案募集方式」においては、全国から寄せられた提案総数291件のうち、30件を超える提案が「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として、各検討区分に整理する時点で検討対象外等として扱われている。その中には、直近の社会情勢を踏まえた提案であっても過去と同内容の提案であり新たな支障が認められないとされてしまうものや、将来予想される支障を防止するための提案について現時点における具体的な支障事例を求められるものがある。

については、提案募集に当たっては、制度導入の趣旨を踏まえ、地方の支障の根本的な解決を図り、より一層の成果が得られるよう検討すること。

併せて、過去に実現できなかった提案のうち、地方から再提案があったものについては、改めてその実現に向けて積極的に取り組むこと。加えて、地方がより活用しやすい制度となるよう、一律に具体的な支障事例を求めないことや、税財源に関することも提案の対象とすることなど、地方の意見を取り入れ、制度の見直しを行うこと。

検討の結果、提案内容を実現できなかった場合は、提案主体の納

得が得られるよう、地方に委ねることによる支障など国が立証・説明責任を果たすこと。

これまでの対応方針に掲載された事項については、全ての進捗状況を適宜確認し、地方と情報共有を図るとともに、「検討」するとされている提案についても、政府全体として適切な進行管理及びフォローアップを行うこと。併せて、提案どおりの対応になっていないものについては、支障の解消につながっているのか提案団体の意見を踏まえた検証をしていくこと。

第13次地方分権一括法により措置される事項等については、地方が条例制定等の必要な対応を支障なく行えるよう、速やかに政省令を整備すること。

なお、「提案募集方式」に基づく取組とともに、国自らも、地方の意見を踏まえ、国と地方の役割分担を適正化する観点から、大幅な事務・権限の移譲及び規制緩和に取り組むこと。

6 国による規制改革の推進

地方創生の取組を具現化し、力強い潮流をつくっていくために、地方分権改革の推進と併せて、地域の実情を考慮した規制改革を進めること。

この場合において、規制改革実施計画の着実な実施を図ることはもちろん、規制改革ホットラインに寄せられた要望の実現に向け積極的に検討するとともに、国家戦略特区や構造改革特区において、地方からの提案を最大限実現する方向で取り組むなど、大胆な規制改革を講じること。

また、国家戦略特区の成果の全国展開を着実に推進するとともに、全国的に要望の多い規制改革事項については、特区に限ることなく直ちに全国的な規制改革を実施すること。

なお、国が検討を進めている地方における規制改革については、「地方公共団体のデジタル化」等を措置することとしているが、こ

うした取組を進めるに当たっては、これまで着々と進められてきた地方分権改革の成果を否定することのないよう、議論を行うこと

7 国の政策決定への地方の参画

現在、地域医療の確保や新型コロナウイルス感染症対策、経済対策については、機動的な対応に課題を残すものの国と地方で度重ねて協議・意見交換を行い、現場のニーズを踏まえた政策決定が行われるなど、国と地方のパートナーシップが強化され、共に対策を講じてきたところである。今後も国・地方に共通する様々な議題に関しては、互いに協力して政策課題に対応していくことが重要である。

このことを踏まえ、「国と地方の協議の場」においては、真に国と地方が対等・協力の関係の下、協議の対象を幅広く捉え、国は自ら、政策の企画・立案段階から積極的に地方と協議し、地方の意見を十分に反映させること。

特に、地方の行財政の運営に影響の大きい施策については、地方自治法に定められている事前情報提供制度等の趣旨を十分に踏まえ、地方への迅速な情報提供を行うとともに、早期に地方と協議を行うこと。

併せて、議員立法については、地方への事前情報提供制度がないことから、両院の法制局で起草される段階で地方側に情報提供し、地方から意見を提出できる仕組みを設けること。

また、協議に際しては、事前の検討期間を十分設けるほか、全てを本会議で協議するのではなく、「地方税財政分科会（仮称）」や「社会保障分科会（仮称）」など分野別の分科会を設置するなど、実効性のあるものとし、形式的な運用は断じて行わないこと。

さらに、今後、第33次地方制度調査会等を通じて、社会全体におけるデジタル・トランスフォーメーションの進展及び新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題等を踏まえ、国と地方のあり方等を検討する場合は、事前に地方と十分に協議を行い、地方の意見や

実態等を十分に反映すること。

8 地方自治法の抜本改正

現行の地方自治法をはじめとする地方自治制度は、地方自治体の組織・運営の細目に至るまで規定し、事実上、国が地方行政を統制する仕組みとなっていることから、地方自治体の裁量権を広範に保障するため、地方の意見を十分に踏まえ、早急に地方自治法の抜本改正などを行うこと。

9 地方公務員法の改正

地方公共団体は、地域間競争が激化する中、海外企業との交渉や企業誘致、DXの普及推進など、これまでの業務の枠を超えた政策課題に的確に取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症への対応を契機として広まるテレワークや在宅勤務等、多様な働き方を求める社会全体の変化に即応しながら、高度な専門知識や経験を備えた人材を確保することが求められている。

地方公務員の業務内容や勤務環境が大きく変化する中、優れた人材を確保していくためには、各地方公共団体が実情に合わせ、給与や勤務時間等を柔軟かつ迅速に設定することができる制度の確立が必要である。

一方で、支給できる手当については地方自治法に限定列挙されているなど、法令によって一定の制約がある。

また、勤務時間等についても、民間企業並みに柔軟な設定は認められていない。

地方公務員の給与及び勤務時間等の勤務条件について、多様な人材の確保や柔軟な働き方への対応を可能とするため、地方公共団体の裁量をより広範に認めるよう、地方公務員法等関連法令の改正などを行うこと。

Ⅱ 真の地方分権型社会にふさわしい地方税財政制度の構築

1 原油価格・物価高騰等を踏まえた地方の安定的な財政運営に向けた支援

令和5年度以降においても、原油価格・物価高騰への対応を実施する必要があるため、行政需要の増を地方財政計画に的確に反映し、既定の加算とは別枠での地方交付税の増額や、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度（以下「臨時交付金」という。）の継続、もしくはこれを引き継ぐ新たな交付金制度の創設などにより、全ての地方自治体に対して確実かつ十分な支援を行うこと。

臨時交付金の配分に当たっては、地方交付税の交付団体・不交付団体にかかわらず、地域の実情に応じた財政需要も十分に反映した上で、全ての地方自治体が必要とする額を国において速やかに確保・配分すること。

また、都道府県が地域の実情に応じて実施する事業が幅広く対象となるよう制度の見直しを行うとともに、年度を超えて切れ目なく柔軟な執行が可能となるよう、事故繰越を含めた繰越要件や基金積立要件の弾力化など、機動的な運用や手続きの簡素化などを図ること。

なお、令和5年3月に、臨時交付金のうち電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の増額・強化が示され、例えば、特別高圧電力及びLPガスを利用する中小企業等への支援は地方で検討することとされているが、今後、更なる追加対策を講じるに当たっては、エネルギー・食料品価格等の物価高騰等対策について、国が統一的に対策を講ずべきものと、地方の実情に応じて対応すべきものを仕分けるなど、国と地方の役割分担を整理すること。

その上で、地方で対応すべきと整理した場合は、国が所有している制度設計等に必要となる情報・データ等について、地方に提供すること。

また、エネルギー・原材料価格高騰の事業者への影響は全国的な課題であるため、国の責任において、このような事業者を業種や地域を問わず幅広く支援する新たな支援制度を創設すること。

さらに、円滑な価格転嫁に向けた環境整備、物価の上昇に見合った賃上げのためのインセンティブ付与、賃上げの原資を持続的に確保するための労働生産性向上への支援を行うこと。

また、国際情勢や原材料価格の高騰等による景気への影響が生じている間は、減収補填債の対象に地方消費税を始めとした税目を追加するなど、対策を講じること。

併せて、原油・物価高騰が長期化する可能性も見据え、地域経済がこの変化を乗り越える力を付けることが肝要であることから、エネルギー転換など事業構造の転換に係る取組に対し、一層の支援を行うこと。

改正感染症法に基づく次期予防計画において、都道府県と医療機関等の間で、病床、発熱外来、自宅療養者等(高齢者施設等の入所者を含む)への医療の確保等に関する協定を締結する仕組みが法定化されたが、協定締結に係る医療機関の費用負担に対する支援制度の充実を図るとともに、地方公共団体の感染拡大防止のための財源を国において確保すること。

なお、飲食店向け協力金については、現在も、交付要件を満たしていないことが判明した事業者に対しては返還請求を行っており、将来にわたる債権管理等の関係事務に要する費用や、回収不可能となった協力金については、国の責任において財政措置を講じること。

2 分権型社会にふさわしい税財源の充実強化のための抜本的改革

現状では、地方と国の歳出比率が6対4であるのに対し、税源配分は4対6であり、仕事に見合う税源が地方に配分されていないことから、地方が担うべき事務と権限に見合った地方税財源の充実強化を図る必要がある。

地方が真に自立した安定的な財政運営を可能とするため、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を図りつつ、国から地方への税源移譲を速やかに進めるなど、地方が自由に使える財源の拡充につながる地方税財政制度の抜本的改革を行うこと。

なお、地方税財源の充実が図られるまでの間にあっても、全ての地方自治体の財政運営に支障が生じないように、地方一般財源総額を安定的に確保すること。

3 地方創生に必要な財源の確保

地方創生は、地域が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服することを目的としているが、人口減少は構造的な課題であり、解決には長期間を要することから、地域の実情に応じて息の長い取組を実施していくことが必要不可欠である。政府は、令和2年12月に第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を改訂し、時代の変化を捉えた新しい地方創生の実現に向けた今後の政策の方向性を示していたが、令和4年6月には地域活性化の新機軸として「デジタル田園都市国家構想基本方針」を策定し、同年12月に「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が閣議決定されたところである。総合戦略では、デジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化し、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」の実現を目指すとされた。

しかし、地方創生にとって「デジタル」は有効なツールであるが、あくまでも一つの手段であり、これまで地方が進めてきた「まち・ひと・しごと」をはじめとした地方創生の課題解決の取組が無駄になることがないように、デジタルのみにとらわれない包括的な支援が必要である。このため、地方創生のさらなる深化に向け、「デジタル田園都市国家構想交付金」をはじめとする地方創生関連予算や地域の実情を踏まえた地方自治体の主体的な取組に対する支援について、拡充・継続すること。

併せて、交付金の要件緩和や交付対象の拡大等の運用の弾力化を

図るなど、地方における取組を強力に支援すること。

令和５年度地方財政計画において、従来の「まち・ひと・しごと創生事業費」を名称変更した「地方創生推進費」及び地域のデジタル化を更に加速させるための「地域デジタル社会推進費」からなる「デジタル田園都市国家構想事業費」が新たに創設され、1.25兆円が確保されたところである。

また、「デジタル田園都市国家構想交付金」についても、令和５年度当初予算で1,000億円、令和４年度補正予算で、前年度より140億円増額し、800億円が確保された。もとより地方創生の目的は、地域特性に応じた主体的かつ多様な事業展開を通じて地域の活力を高めていくものであり、地方自治体の創意工夫が最大限発揮されるよう、今後も交付金の運用の自由度をさらに高め、使い勝手のよいものに改善すること。

なお、「デジタル田園都市国家構想交付金」における地方創生拠点整備タイプについては、令和４年度補正予算で前年度より60億円減額の400億円が確保され、令和５年度当初予算で、前年度同額の70億円が確保された。当初予算分については予算額が少なく、活用の要件も厳しいことから、引き続き金額の増額や要件緩和など、更なる弾力的な取扱いを行うこと。加えて、地方の施設整備事業の需要に対し、円滑かつ安定的に応えるため、引き続き要件の緩和など地方の実情を踏まえた更なる弾力的な取扱いを行うこと。

令和２年度地方財政計画においては、新たに「地域社会再生事業費」が創設され、都道府県が実施する技術職員の充実等（市町村支援・中長期派遣体制の強化）に係る地方財政措置等が講じられることとされたが、今後の具体的な運用に当たっては、地方の意見を十分に反映させること。

特に、関東地方知事会構成都県の多くでは、生産年齢人口の減少や高齢化の進展等を背景に人材不足の一層の深刻化が予想されることから、各地方自治体の人づくりの取組に対し、国としても十分な

支援を講じること。

また、「地域デジタル社会推進費」が令和7年度まで延長等されたが、地方においてデジタル化の推進が着実に行えるよう、引き続き、更なる拡充を含め、必要な措置を検討し、講じていくこと。

さらに、政府においては成長戦略の柱として「デジタル田園都市国家構想」を掲げ、地方からデジタルの実装を進め、新たな変革の波を起こし、地方と都市の差を縮めるため、5Gなどのデジタルインフラの整備を進め、全ての国民がデジタル化のメリットを享受できるよう取り組むこととし、令和4年6月には、「デジタル田園都市国家構想推進交付金」等を位置付ける「デジタル田園都市国家構想交付金」が示されたが、コンソーシアムの形成や実装が要件となっているなど、対象事業が限られてくることから、要件の緩和を行うなど、地方が柔軟に活用できる制度とすること。政府は、新次元の分散型国土の形成につながるよう、地方自治体と共に本構想の実現を推進していくこと。

4 社会保障関係費に係る安定財源の確保等

少子高齢化の更なる進行に伴い、社会保障関係費は今後も増大することが見込まれる中、令和元年10月に消費税率の10%への引上げが行われたが、増収分は全て社会保障の充実・安定化に向けるという原則をはじめ、地方が社会保障分野において担っている役割や、地方単独事業の重要性を十分に踏まえた上で、地方への安定した財源配分を確実に行うこと。

特に、幼児教育及び高等教育の無償化に係る令和2年度以降の地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を増額確保することとしているが、一般財源総額の同水準ルールの外枠で歳出に全額計上し、必要な財源を確実に確保すること。

国においては、次元の異なる少子化対策を実施することとし、6月の「経済財政運営と改革の基本方針」の決定までに、将来的なこ

ども予算の倍増に向けた大枠を示すこととしているが、基本理念として、「全ての子育て世帯を切れ目なく支援する」としており、各自治体の財政力によって支援に差が生じることは適当ではないことから、地方負担が増加することのないよう確実に財政措置を行うこと。

また、私立高等学校の授業料の実質無償化については、引き続き国の責任において財源を確実に確保するとともに、授業料が全国平均を上回る団体において、地方に超過負担が発生していることから、これを解消するための財政措置を講じること。

加えて、東日本大震災を起因とした経済的理由により、授業料の納付が困難等の事情を抱える被災児童生徒等に対する就学支援については、「第2期復興・創生期間」においても、引き続き国の責任において十分な財源を確保すること。

なお、軽減税率制度の導入によって生じる減収分については、地方の社会保障財源に影響を与えることのないよう、代替税財源を確実に措置すること。

「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」に基づく改革を推進するに当たっては、今後の大幅な人口減少と少子高齢化を見据え、国民の負担の増大を抑制しつつ、持続可能な制度を実現できるよう、社会保障の機能の充実、給付の重点化、制度運営の効率化に向けた検討を引き続き進めるとともに、「国と地方の協議の場」等において地方と真摯な議論を行うなど、制度設計に当たっては、企画立案段階から地方の意見を十分に反映させること。

特に、国民健康保険制度については、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となったが、給付費の急増により財政安定化基金の大幅な取崩しを余儀なくされた都県もあるなど平成30年度の制度改革時の想定を超える厳しい財政状況が続いている中、国による激変緩和措置は令和5年度末に終了するとされている。制度の安

定的な運営や国民の保険料負担の平準化に向けて、引き続き地方と協議しながら国定率負担の引上げや都道府県の財政規模に見合った財政安定化基金の積み増し等様々な財政支援の方策を講じ、今後の医療費増嵩に耐えうる財政基盤の確立を図ること。

併せて、保険料水準の平準化により保険料の上昇が見込まれる自治体及び保険料水準の平準化に向けて納付金算定における医療費の多寡調整を廃止又は縮小した自治体を対象としたインセンティブとなる適切な財政支援を講じること。

なお、これらの財政支援を講じる際には、新たな地方負担を前提とせず、あくまで国の責任において、全ての地方自治体に対して財源を確保すること。

また、子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置について、医療保険制度間の公平や子育て支援の観点から、軽減割合及び対象年齢の更なる拡大を図ること。その際、財源については、現行の制度と同様の枠組みを設け、地方財政措置を講じること。

なお、将来にわたり持続可能な国民健康保険制度の確立と医療保険制度間の公平に向けた国の負担のあり方について引き続き地方と協議を行うとともに、平成 27 年 1 月 13 日社会保障制度改革推進本部決定により確約した財政支援については、今後も国の責任において確実に行うこと。

さらに、医療費適正化への取組を踏まえた国民健康保険の普通調整交付金の配分方法等の見直しに当たっては、所得調整機能の維持を基本とするとともに、制度の円滑な運営に配慮し、地方の実情を十分に把握した上で検討を進めること。

また、経済財政諮問会議が令和 4 年 12 月 22 日に示した「新経済・財政再生計画改革工程表 2022」においては、令和 5 年度中に国民健康保険の普通調整交付金の配分について見直しを検討するとされたが、地方分権の観点から地方団体の意見を十分に尊重し、性急な議論とならないよう配慮すること。

その上で、全ての医療保険制度の全国レベルでの一元化に向けた具体的な道筋を提示すること。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により保険給付費が増加し、都道府県が財政安定化基金を取り崩した場合には、後年度市町村の納付金に上乗せして納付させるのではなく、国が次年度に基金取崩分の全額を充当するなど不測の財源不足に対する財政支援を行うこと。

なお、これまで、子育てにかかる経済的支援については、国において教育費や保育料などの軽減が図られてきたところであるが、子どもの健やかな育ちの観点から、医療費負担の軽減は大変重要であり、速やかに全国一律の医療費助成制度を国において創設すること。

5 自動車関係諸税の見直しに伴う代替税財源の確保

自動車税環境性能割の環境性能に応じた税率の適用区分については、技術開発の動向や地方財政への影響を踏まえ、2年ごとに見直しが行われてきたところである。令和4年度末は見直しの時期に当たるが、新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足等の影響を踏まえ、異例の措置として、従前の税率区分を令和5年12月末まで維持した上で、税率区分を段階的に引き上げることとし、次回の見直しは、令和7年度末とされている。また、自動車税種別割におけるグリーン化特例の適用期限についても3年延長され、令和7年度末までとされている。

さらに、令和5年度与党税制改正大綱においては、「自動車関係諸税の見直しについては、日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望を踏まえるとともに、『2050年カーボンニュートラル』目標の実現に積極的に貢献するものでなければならない。その上で、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行、地域公共交通へのニーズの高まり、CASEに代表される環境変化にも対応するためのインフラの

維持管理・機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。その際、電気自動車等の普及や市場の活性化等の観点から、原因者負担・受益者負担の原則を踏まえ、また、その負担分でモビリティ分野を支え、産業の成長と財政健全化の好循環の形成につなげるため、利用に応じた負担の適正化等に向けた具体的な制度の枠組みについて次のエコカー減税の期限到来時までには検討を進める。また、自動車税については、電気自動車等の普及等のカーボンニュートラルに向けた動きを考慮し、税負担の公平性を早期に確保するため、その課税趣旨を適切に踏まえた課税のあり方について、イノベーションへの影響等の多面的な観点も含め、関係者の意見を聴取しつつ検討する。」とされている。

自動車関係諸税の見直しに当たっては、道路等の維持管理・更新や防災・減災等の推進に多額の財源が必要となること、自動車取得税の廃止に伴う減収分について十分な代替財源が確保されていないこと等を考慮し、地方の安定的な税財源を確保し、地方財政に影響を与えることのないよう十分な配慮を行うこと。

また、2035 年度までに乗用車新車販売に占める電動車を 100%とする政府目標の達成に向け、今後、急速な普及拡大が見込まれる電気自動車等への課税のあり方については、ガソリン・軽油等を燃料とする自動車の所有者との公平性を維持しつつ、利用実態等に応じた税負担の適正化が図られるよう、早期に検討を進めること。

なお、昨今の原油価格高騰を踏まえ、国において軽油引取税及び揮発油税に関するトリガー条項の凍結解除が議論されたが、仮に凍結解除された場合、地方全体で 5,000 億円以上の減収が見込まれている。この減収分については、国の責任において、地方特例交付金等により全ての地方自治体に対して確実に補填措置を講じること。

6 地球温暖化対策のための税制の円滑な運用に向けた取組

令和6年度に森林環境税の賦課徴収が開始されることを踏まえ、税の趣旨や目的について広く国民の理解が得られるよう、より一層の丁寧な説明に努めること。

また、市町村が主体となった森林整備等が円滑に進むよう、林野庁を中心に必要な助言や十分な説明を行うなど、制度の円滑な運用に向けた取組を進めること。その際には、森林管理の主体となる市町村等の意見に十分配慮すること。

なお、森林環境譲与税については、創設目的や法定された使途を踏まえて、配分することが必要であることから、その具体的な使い道の把握に努めるとともに、森林整備や人材育成、木材利用などに一層活用されるよう、方策を検討すること。

7 地方法人課税の堅持

地方法人課税は、法人が事業活動を通じて地方自治体から享受する様々な行政サービスに対して応分の負担をするという大原則に基づくものであり、地方自治体の重要な自主財源であることから縮減は行わないこと。

なお、令和元年10月に、法人事業税の暫定措置が廃止され、法人住民税法人税割の更なる地方交付税原資化が行われた。さらに、地方法人課税における税源の偏在を是正する措置として、地域間の財政力格差拡大、経済社会構造の変化等に対応し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展していくため、法人事業税の一部が分離され、特別法人事業税・特別法人事業譲与税制度が恒久的措置として創設された。

本来、地方の自主財源を縮小させる地方税の国税化は、地方の自立と活性化を目指す地方分権に逆行するものであり、税収格差の是正は、地方税財源の拡充と財源調整機能を十分に発揮できるだけの

交付税総額を確保することにより行うべきである。

そのため、地方法人課税の今後のあり方について引き続き議論し、地方分権改革に資する制度とすること。

8 法人実効税率の見直しに伴う代替財源の確保等

平成 28 年度税制改正においては、法人実効税率の引下げに当たり、法人事業税の外形標準課税の拡大等による課税ベースの拡大を行うことで財源を確保することとされたが、今後も更なる税率の引下げを行う場合には、恒久減税には恒久財源を用意するという原則に則り、地方税による代替財源を確実に確保し、地方交付税原資の減収分も含め、全ての地方自治体の歳入に影響を与えることのないようにすること。

また、分割基準のあり方について検討する場合には、社会経済情勢の変化に応じた企業の事業活動と行政サービスとの受益関係を的確に反映させ、税源の帰属の適正化を図るという観点を踏まえるとともに、法人の納税事務負担の軽減・簡素化を考慮した上で、より客観性のある指標とすることを基本とし財政調整を目的とした見直しは行わないこと。

さらに、法人実効税率の引下げに関連し、地方自治体が自らの課税自主権に基づき実施している超過課税については、地方自治体の判断を尊重すること。

9 外形標準課税のあり方の検討

令和 5 年度与党税制改正大綱においては、「外形標準課税の対象から外れている実質的に大規模な法人を対象に、制度的な見直しを検討する。その上で、今後の外形標準課税の適用対象法人のあり方については、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら引き続き慎重に検討を行う。」とされた。

外形標準課税は、法人が事業規模に応じて広く薄く負担するもの

であるが、減資や組織再編による対象法人数の減少や対象範囲の縮小の要因の中には、損失処理等に充てるためではなく、財務会計上、単に資本金を資本剰余金へ項目間で振り替える減資を行っている事例や、子会社の資本金を1億円以下に設定しつつ、親会社の信用力を背景に大規模な事業活動を行っている企業グループの事例など、課税の趣旨に沿わないものが見受けられる。

今後、制度的な見直しを行うに当たっては、現行基準（「資本金1億円超」の法人）を基本的に維持しつつ、安定的な税収や税負担の公平性の確保等の観点から、減資・組織再編の動きに対応するための追加的な基準について早急に具体的な検討をすること。また、当該基準は、法人による操作可能性が小さいものとする。さらに、外形標準課税の適用対象法人のあり方について検討を行うに当たっては、地域経済への影響や納税者及び課税庁の事務負担に配慮すること。

10 法人事業税における収入金額課税の堅持

法人事業税における収入金額課税については、令和2年度税制改正において電気供給業の見直しが、令和4年度税制改正においてガス供給業の見直しが行われた。

また、令和5年度与党税制改正大綱においては、「電気供給業及びガス供給業に係る収入金額による外形標準課税については、地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、事業環境や競争状況の変化を踏まえて、その課税のあり方について、引き続き検討する。」とされ、収入金額課税の見直しが引き続き今後の検討事項に位置づけられている。

収入金額課税は、受益に応じた負担を求める課税方式として、長年にわたり外形課税として定着し、地方税収の安定化に大きく貢献していること、電気供給業やガス供給業の事業者は、大規模発電施設やLNG基地等を有するなど、多大な行政サービスを受益してい

ること等を踏まえ、同制度を堅持すること。

11 国際課税ルールの見直しに伴う対応

令和5年度税制改正において、経済のデジタル化に伴う国際課税ルールの見直しにより、国際的に合意された最低税率までの課税を行う場合（いわゆる第2の柱）について、IIR（所得合算ルール）及びUTPR（軽課税所得ルール）は法人税及び地方法人税の課税を行い、QDMTT（国内ミニマム課税）は国・地方の法人課税の税率を前提として法人住民税・法人事業税相当分を地方法人税に含めて一括して課税・徴収されることとされた。

今後、多国籍企業の残余利益の一部が日本に配分され課税される場合（いわゆる第1の柱）については、これまで国・地方で法人に対して課税を行ってきたことなどを踏まえ、地方の税源となるべき部分を含むよう検討すること。その際は、応益原則等を踏まえ、不交付団体を含む全ての地方自治体に税收の一定割合を帰属させるとともに、地方税源部分について国が一括徴収して地方へ帰属する仕組みとするなど適切な制度構築を行うこと。

12 ゴルフ場利用税の堅持

ゴルフ場利用税は、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止対策など、所在都道府県及び市町村が行う特有の行政需要に対応しており、その税收の3割はゴルフ場所在の都道府県の貴重な財源となっているとともに、その税收の7割は所在市町村に交付金として交付され、特に財源に乏しい中山間地域の当該市町村にとって貴重な財源となっていることから、厳しい地方自治体の財政状況等を踏まえ、引き続き現行制度を堅持すること。

13 ふるさと納税制度の見直し

ふるさと納税制度については、令和元年度税制改正において、基

準に適合する地方自治体を総務大臣が指定する制度に見直されたと
ころであるが、より多くの寄附金を集めるための返礼品競争が続い
ている。また、特例控除額が所得割額の2割という定率の上限のみ
では、高所得者ほど寄附金税額控除の上限額が高くなり、返礼品と
の組み合わせにより、結果として節税効果が生ずることなどの課題
が依然として残っている。このため、特例控除額へ定額の上限設定
をする等により、返礼品や大手ポータルサイトに過度に依存せず、
「寄附を通して生まれ育ったふるさとや応援したい地方自治体に貢
献する」という本来の趣旨に沿った制度となるよう、更なる見直し
を行うこと。また、各地方自治体の様々な創意工夫による地方活性
化に資するものとなるよう見直しを行うこと。

なお、創意工夫をして現行制度を地域振興や産業振興等に活用し
ている地方自治体が多数存在する一方、都市部の地方自治体におい
ては税収減が大きくなっていることなどを踏まえ、見直しに当たっ
ては、地方自治体の財政に与える影響も考慮すること。

また、ふるさと納税ワンストップ特例制度について、令和3年分
確定申告からマイナポータルを活用した新しい申告方法が開始され
ていること、所得税控除分相当額が個人住民税から控除され、地方
自治体の減収額が過大となっていること及び申請手続きに寄附者が
書類を地方自治体に郵送する必要がある、寄附者と地方自治体双方
にとって負担となっていることを踏まえ、現状の仕組みを速やかに
見直すとともに、見直しまでの間は、同制度を適用した場合に、個
人住民税から控除している所得税控除分相当額については、国の責
任において、地方特例交付金により全額を補填すること。

今後、ふるさと納税制度を含む個人所得課税の見直しを行うに当
たっては、個人住民税が、地方自治体が提供する行政サービスの充
実や質の向上のための財源確保の面で重要な基幹税であるとともに、
応益課税の観点から広く住民が負担を分かち合う仕組みとなってい
ることも踏まえ、その確保を前提として検討すること。

14 課税自主権の拡大

地方自治体の最も基幹的な自主財源である地方税に係る課税自主権の発揮については、制度的には法定外税や超過課税等が認められているものの、実際の適用には高いハードルがある。

神奈川県臨時特例企業税条例を違法、無効とした平成 25 年 3 月の最高裁判決は、そのことを明確に示したものである。この判決の補足意見では、地方自治体が法定外税を創設することの困難性が示され、「国政レベルにおける立法推進に努めるほかない」と指摘されたところである。

こうした指摘も踏まえ、真の地方分権型社会の実現に向けて、地方の課税自主権の拡大を制度的に保障するため、関係法令の抜本的見直しの検討を進めること。

15 個人事業税における課税対象事業の限定列举方式の見直し

個人事業税について、課税の公平性を確保するため、課税対象事業を限定列举する現行の方式を見直し、事業所得又は不動産所得を有する全ての事業を課税対象とすること。

また、限定列举方式の見直しが実現するまでの間、社会経済情勢に即した新規業種を課税対象事業に随時追加すること、事業認定に係る取扱いを明確化すること、課税資料となる所得税確定申告書等に事業認定に有益な情報を記載するよう見直すことなどの対応を行うこと。

16 地方税の電子申告・電子納税の一層の推進とシステムの安全性等の確保

納税者の利便性の向上、官民双方のコスト削減、地方自治体の課税事務の効率化、ひいては適正かつ公平な課税の実現等を図るため、国税・地方税間の情報連携の更なる推進を図りつつ、地方としても、賦課課税の多い地方税の特性を踏まえつつ、eLTAX 等を活用した全

国統一的な対応の充実など、地方税の電子化を一層推進していく必要がある。

令和2年12月に閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」や令和3年9月に施行の「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、国は市町村税の4税目に係るシステムについて標準仕様書を示し、令和7年度までに各市町村が標準仕様に準拠したシステム利用を目指している。

また、令和4年度税制改正において、eLTAXを通じた電子申告・申請の対象手続や電子納付の対象税目・納付手段が拡大され、令和5年度与党税制改正大綱において、「地方税においても更なる税務手続のデジタル化に向け、納税通知書や各種証明書などの地方税関係通知について、eLTAX及びマイナポータルの変更・改修スケジュールや納税者等の利便性及び地方公共団体の事務負担等を考慮しつつ、電子的に送付する仕組みを検討する。」「デジタル化やキャッシュレス化に対応した税制のあり方や納付方法の多様化について引き続き検討していく。」とされている。

さらに、不動産取得税に係る登記所から都道府県への通知等に関しても、暫定運用として電子媒体（USBメモリ等）による受渡しを開始されたが、安全なデータの受渡しのための早期のオンライン化や、システムへの取込みが必要となっている。

引き続き、電子化・標準化に当たってのシステム構築やシステムの安全性・安定性の担保等は重要な課題であることから、国としても必要な支援や財政措置を適切に講じること。

また、自動車税のワンストップサービス（OSS）について、新車新規登録以外の利用率が低いことから、その原因を分析し対策を講じるとともに、システム改修等による操作性の向上や分かりやすいマニュアル等の整備、積極的な広報の実施により、一層の利用促進を図ること。

さらに、アフターコロナ、ウィズコロナ下における新しい地方の

税務行政を見据え、更なる税務手続のデジタル化、納付のキャッシュレス化を推進するため、地方税共通納税システムの活用などに関して、対応策を検討するとともに、納税者による eLTAX を通じた電子申告・電子納税の利用拡大に努めること。

なお、こうした地方税の電子申告・電子納税の一層の推進に当たっては、地方自治体の意見を丁寧聞くこと。

17 地方交付税の充実及び臨時財政対策債の廃止

地方交付税については、地方固有の財源であることを明確にし、国による義務付けや政策誘導は排除すること。

地方が責任を持って地域経済の活性化等の施策を実施するには、基盤となる財源の確保が必要であるが、地域のデジタル化、脱炭素化、人への投資、防災・減災のための取組の推進や物価高騰への対応などの行政需要の増加が引き続き見込まれている。地方が住民サービスを安定的に供給するためには、地方一般財源実質同水準ルールの堅持にとどまらず、地方における行財政需要の増加や金利・税収等の動向を的確に把握し、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保・充実するとともに、地方財政計画に地方の行政需要を的確に積み上げ、地方交付税本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、地方交付税総額を充実すること。

なお、歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるものを基準財政需要額の算定に反映する取組については、国による政策誘導とならないよう、引き続き、条件不利地等、地域の実情に配慮し、交付税の財源保障機能が確保されるようにすること。

令和5年度地方財政計画では、地方の一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体ベースで前年度を0.15兆円上回る62.2兆円を確保した。また、地方交付税について、前年度を0.3兆円上回る18.4兆円確保するとともに、臨時財政対策債を前年度から0.8

兆円抑制し、発行額が過去最低水準となった。

しかし、臨時財政対策債については、特例的な措置であるにも関わらず、依然として継続され、全体としての地方の財源不足は解消されていないことから、国の責任において税源移譲や地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な対策を講じ、期限である令和7年度をもって廃止すること。

また、廃止までに期間を要し段階的に見直しを行う場合であっても、期限を含め廃止までの工程を明らかにすること。

なお、廃止までの間における臨時財政対策債発行可能額の算定については、過度な傾斜配分とならないよう留意すること。

加えて、臨時財政対策債の既往の元利償還金については、その償還額が累増していることを踏まえ、償還財源を確実に別枠として確保すること。

18 国庫補助負担金の見直し

地方の自由裁量を拡大し、国からの依存財源ではなく自主財源である地方税への税源移譲を進めることが重要であることから、国と地方の役割を見直した上で、国の関与をなくすべき事務に係る国庫補助負担金については、原則として廃止し、権限の移譲と併せて、地方税財源の拡充に向けた本質的な議論を行うこと。無論、国の負担を地方に付け替えるような一方的な見直しは厳に慎むこと。

なお、各府省の交付金等についても、税源移譲されるまでの間は、地方の自由度拡大や事務手続の簡素化などによる一層の運用改善等を図るとともに、地域経済に悪影響を与えることのないよう、事業の着実な実施のために必要な予算を継続的に確保すること。

さらに、国庫支出金のパフォーマンス指標の設定等の検討に当たっては、地方の意見を十分に踏まえること。

また、国が都道府県を介さずに民間事業者等へ直接交付する補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）は、地方の実情が反映されない恐れ

があるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものであることから、「空飛ぶ補助金」のうち中小企業支援やまちづくり、里地里山整備等の地域振興に資するものは、都道府県へ権限・財源を移譲するなど、地方自治体が実施する事業との連携を図り効果を最大限に発揮できる制度とすること。

19 直轄事業負担金制度の改革

直轄事業負担金制度は、直轄事業が全国的視野の下に国家的政策として実施されながら、地方自治体に対して個別に財政負担を課すものであることから、国と地方の役割分担等の見直しや地方への一体的な権限・財源の移譲に取り組む中で、必要な改革を速やかにかつ確実に進めること。

また、その際には、社会資本整備の着実な実施に配慮した新たな仕組みづくりに向けて、「国と地方の協議の場」等を通じて、地方と十分に協議をすること。